# 工事書頪簡素化の手引き 

～現場品質向上のために～

令和 3 年 9 月

中津市

## 目次

1．簡素化の原則
2．簡素化のポイント
3．簡素化の内容
4．工事書類の整理列

## 1．簡素化の原則

○発注者は，不要な書類の
提出, 提示は求めない!

○受注者は，不要な書類の
作成，提出はしない。

## 2．簡素化のポイント

○着手前
Point 1 （1）施工計画書時点でしっかり協議细》
Point（2）《簡素化の手引きを活用畅》
$\bigcirc$ 施工中
Point（3）《協議や報告の書類は，必要最小限かつ簡潔に勿》
$\bigcirc$ 完成時
Point（4）《電子納品で＂印刷・インデックス＂の削減败》 Point（5）《＂提示＂書類は原本を苗》

## Point（1）《施工計画書時点でしっかり協議晌》

当初施工計画書時点で管理基準等についてしっかり協議して，必要以上の管理等を行わずに済むようにしましょう！！


Point（2）《簡素化の手引きを活用目》
「簡素化の手引き」の内容を確認して，不要な書類の＂提出は求めない＂＂作成はしない＂を徹底しましょう！！


Point（3）《協議や報告の書類は，必要最小限かつ簡潔に罗》
拹議資料等は，既存資料を活用し，定型様式があるものは様式を活用して，手間を削減しましょう！！




Point（4）《電子納品で＂印刷・インデックス＂の削減咆》
印刷等の手間削減に加えて，写真はモニターで扰大して碓認できれば，近景写真も必要なくなります！！

電子納品は



遠景写真を拡大して確認できればOK


詳しくは47～48ページ参照

Point（5）《＂提示＂書類は原本を旳》
＂提示＂書類は，会社や現場事務所にファイルで綴じている資料をそのまま検査時に持参するようにしましょう！！

－提示書䫫は，
検査用にあらためて作らない！
原本を緑じたファイルをそのまま！
インテッックス等も必要なし！
見栄えは高評価に繋がらない！


## 3．簡素化の内容

1．施工計画書
2．工事打合簿
3．工程管理資料
4．品質管理資料

5．出来形管理資料
6．段階確認立会資料

7．品質証明資料
8．安全管理資料

9．写真管理資料
10．建設副産物
11．その他

## 1－1．施工計画書

「維持工事等簡易な工事」及び「災害応急工事」における施工計画書の記載内は， （1）（2）（3）（6）（9）（10）（11）（14）の8項目のぬ！


＜Memo＞
－「維持工事等簡易な工事」とは，設計額 3 0 0 万円未満の工事
－「災害応急工事」とは，災害復旧事業に関する応急工事（工事名に「応」が含まれる工事）及び災害等 で緊急的な対応が必要となり，緊急に行う発注や随意契約で契約を した工事。

監督員の承諾を得る必要あり

## 1－2．施工計画書

工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合には変更施工計画書は提出不要！

＜Memo＞
－繰越工事等の場合で，工期や施工時期等が大きく変わる場合には，施工方法，工程管理の変更や安全教育•訓練等の追加が必要となる
ことから，提出は必要
－変更施工計画書は，変更箇所のみ の提出で良い

## 1－3．施工計画書

設計額 100 万円未満の工事では，再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は提出不要！

## 脒式1・イ再生資源利用計画書－建設資材搬入工事用一


＜Memo＞
－設計額 100 万円以上の工事では，再生資源利用計画書，利用促進計画書は施工計画書に含めて提出

## 1－4．施工計画書

現場組織表及び安全管理組織表の連絡先には，現場代理人等必要最小限 とし，それ以外の記載は不要！


## 1－5．施工計画書

```
施工計画書に記載する施工方法の記載工種は, 「主要な工種」等を標準とし, 
    それ以外は不要!
```

（1）主要な工種
（2）共通仕様書の中で「通常の方法でより難い場合は，あらかじめ施工計画書にその理由，施工方法等を記載しなければならない。」 と規定されているもの。
（3）設計爫書で指定された工法
（4）土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
（5）施工条件明示項目で，その対応が必要とされている事項
（6）特殊な立地条件での施工や，関係機関及び第三者対応が必要と される施工等
（7）その他
土木工事共通仕様書において，監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの，又は「協議」「報告」「提出」するもののうち事前 に記載できるもの，及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。
＜Memo＞
－この内容は，従来より「土木工事施工管理の手引き」の 5－9 施工方法に記載され
ていますが，受注者から，施工計画書の
施工方法について記載対象工種を減ら
してほしいとのご意見が多かったので
周知のために記載しています。
（大分県工事書類簡素化の手引きより抜粋）

「土木工事施工管理の手引き」より

## 2－1．工事打合簿

## コリンズ関係書類の写しは提出不要！


＜Memo＞
－コリンズから監督員ヘメールが送られ る
－監督員は，内容を確認し，印刷，署名•押印して受注者にメールでお知らせ（書面を受注者へ提出してもよい）
－登録が完了したかどうかも，監督員に届 くメールで確認

- 500 万円未満の工事は登録の義務無
- 変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合，変更申請を省略できる



## 3－1．工程管理資料

履行報告は，履行報告書と状況写真のみ提出！

＜Memo＞
－指示•承諾•協議書，工事月報，実施工程表は原則不要
－翌月の5日までに毎月提出

## 4－1．品質管理資料

度数表，ヒストグラム， $\mathrm{X}-\mathrm{R}, ~ \mathrm{X}-\mathrm{R} \mathrm{s}-\mathrm{Rm}$ 関係の資料
は測定数が 8 点未満の場合は提出不要！

＜Memo＞
－施工管理基準，施工管理の手引きに記載

## 4－2．品質管理資料

コンクリート二次製品，砕石，アスファルト混合物は，試験成績書，骨材試験書，アスファルト混合物事前審査委員会の認定書の写し等の提出不要！

2．コンクリートニン次製品の使用承諾は，表2によるるものとする。

| 棌付誊額 |  |  |  | $\begin{gathered} \text { 非JIS工場 } \\ \text { 年 } \\ \text { (注5) } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |
|  | 険查済柾交付製品 | その他 の致品 |  |  |
| 検査斎証の写し | $\bigcirc$ |  |  |  |
| JIS表示㔀定証の写し |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |  |
| 形状，寸法，重量，配篗等を示す仕棌及で图面 | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 配合報告書（两己合計算書を含む） | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
|  （拄1） |  | \％ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 犋勏ニルン—ト |  | ※○ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 製造過程写真（浧々） |  |  |  | $\bigcirc$ |
| 柾等の技写し |  |  | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |
| 村令28日の圧稙強定試験成綪書（这3） |  |  |  | $\bigcirc$ |



| 工 䅹 | $\left\|\begin{array}{l} 68 \\ \hline 989 \end{array}\right\|$ | 妵 |  | 水幗方法 | 覞 格 |  | 綃震 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 篗 } \\ \hline \end{array}$ | e. |  | 日䘽检查 <br>  |  | 全数 |  |  |
|  | $\left\lvert\, \begin{array}{l\|l\|} \hline \text { 等 } \\ \hline \end{array}\right.$ | $0$ |  |  |  | 全数 |  |  |
|  | $\left\lvert\, \begin{array}{\|l\|l\|} \hline 15 \\ \hline \end{array}\right.$ | $\underset{\sim}{x}$ |  |  |  | 全数 |  |  |

＜Memo＞
－コンクリート二次製品は使用承認時に，各製品毎に○印の書類を添付することか ら，品質管理資料としては，製品の外観検査（角欠け，ひび割れ調査）の写真を提出
－砕石については使用承認時に公的機関の骨材試験書（ふるい分け・修正 CBR 等） が提出されている場合は，品質管理資料 としての提出は不要
－アスファルト混合物についても使用承認時にアスファルト混合物事前審査委員会 の認定証の写しが提出されている場合 は，品質管理資料としての提出は不要

## 5－1．出来形管理資料

出来形管理資料には，ヒストグラムは不要！

＜Memo＞
－土木工事施工管理の手引きに記載

## 5－2．出来形管理資料

検査用の出来形管理図表は，作成不要！


## ＜Memo＞

－完成検査等の際に現場で使用する出来形管理図表は，工事完成図書の出来形管理資料の中にある資料を使用するので，検査用の資料は作成不要
－降雨時に検査する場合は，現場用を準備

## 5－3．出来形管理資料

出来形管理展開図には，出来形管理図表で確認できるものについて設計値と実測値の差（土）の記載は不要！
※出来形管理図表で傕悲できれば $\square$ 部分を省略できる

＊青男は会
＜Memo＞


## 5－4．出来形管理資料

出来形管理の測定点が8点未満の工種は，能力図作成不要！

```
沵式一3
```

I I投能力展
政娄


## 5－5．出来形管理資料

作業土工については，出来形管理図表は作成不要！

＜Memo＞


出来形管理写真も不要 ※基礎の状況が分かれば よく，検測の必要なし
－あくまで作業土工が対象となるため，道路工事の道路土工，上下水道工事の管路土工などは作業土工ではないため，作成 が必要
－監督員に作成の要否を確認

6－1．段階確認立会資料

段階確認立会資料は，状沉写真の添付不要！

＜Memo＞
－添付資料は，監督員が現場で確認した際 の確認資料のみ

6－2．段階確認立会資料

立会（段階碓認を含む）の日程調整は，事前の書面提出不要！

＜Memo＞

- 電話，メール等の方法で良い
- 施工計画書提出時に，連絡方法や時期な どについて監督員と確認
- 急な立会依頼は避ける
- 受発注者のコミュニケーションを大切に


## 7－1．品質証明資料

社内検査資料は，全て原本を提示！

＜Memo＞
－社内検査は，施工者として品質を確保す るための取り組み

- 状況写真の提示不要
- 体裁を整える必要なし


## 8－1．安全管理資料

災害防止協議会，工事関係者連絡協議会，安全教育•訓練，新規入場者教育は，活動報告書のみ提出！

○○○○活動報告書

（ax）
1．未


＜Memo＞

- 毎月，履行報告書に併せて提出
- その他の安全資料は，全て原本提示


## 8－2．安全管理資料

K Y ，機械点検，足場点検等の記録資料は，原本を提示！


## ＜Memo＞

－法令で定められている点検記録等を提示

## 8－3．安全管理資料

社内パトロール資料は，実施記録一覧表のみ提示！

社内パトロール実施記録 一覧表
－パトロール資料や状況写真の提示不要

工事名 ：会和OO年度 OOO書O－O号 OOOOI事

|  |  |  |  |  | 里 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

## 9－1．写真管理資料

建設機械や車両の低騒音型，低振動型，排出ガス対策型のラバル写真の撮影，提出は不要！

＜Memo＞
－監督員が現地で確認

## 9－2．写真管理資料

黒板の文字（設計値，実測値等）が碓認できれば，写真帳の添充書きは不要！

＜Memo＞
－電子納品で写真を拡大することで文字が読める場合も添え書きは不要

- 黒板を入れて撮影
- 黒板に誤記があれば添え書きにて修正の追記をする


## 9－3．写真管理資料

完成後に測定可能な部分の出来形写真については，出来形管理状況の
分かる写真を工種どとに1回撮影し，後は撮影を省略！
＜Memo＞
－写真管理基準に記載

## 写 真 管 理

（1）写真管理基沎
この写真管理基準は，士木工事施工管理基集 6 （3）に定める土木工事の工事写真 （電子媒体によるものを含む）の撖影に適用する。また，写真を映像と読み替えるこ とも可とする。
2）エ事写真の分類
工事写真は次のように分䫅する。

工 事 写 真


3）工事肎真の撮影及び提出額度
1）摄影頼度及び提出額度
工事写真の振影頼度は別紙掫影箇所一覧表に示するのとする。提出頼度は撖影
箇所一質表の提出頓度に示するのとする。
2）特殊な場合で監督員が指示するものは，指示した項目を指示した頻度で撮影提出 するものとする。

1）品質管理写真について，公的機関で実施された品質証明書を保管整偄できる揭合

わかる写真を工種ごとに1回摄影し，後は摄影を省䀩するものとする。

## 9－4．写真管理資料

電子納品において写真管理ソフトを使う場合はソフトのデータをビューア
とともに提出し，写真帳形式での提出は不要！


詳しくは47～48ページ参照

## 9－5．写真管理資料

二次製品の集水桝を複数設置する場合は，桝のタイプ毎に代表写真での管理可！


## 9－6．写真管理資料

鉄筋工組立ての管理写真は「平均間隔」，「かぶり」，「全景」のみとし，「鉄筋径」，「鉄筋本数」は不要！

＜Memo＞


## 10－1．建設副産物

> 契約書, 計量伝票, マニフェストは, 原本を提示!


## ＜Memo＞

- 日付，署名，捺印があるかチェック
- 許可証は写しを提示
- 監督員は事前に原本をチェックすること


## 11－1．その他

「建設資材の購入調書」「大分県リサイクル認定製品の購入調書」「下請契約調書」 は提出不要！


## 11－2．その他

施工体制台帳は，検査用に最終台帳の作成，整理は不要！

図 2－2 施工体制台帳の構成（重要）


## ＜Memo＞

－下請契約後速やかに，その都度＂写し＂を監督員へ提出

- 原本は，現場で保管
- 検査用に，最終のものを取りまとめて提出 する必要なし


## 11－3．その他

建退共の資料は，受け払い簿の写しのみ提出！

## 建設業退職金共済手帳（掛金助成）

- 手帳の写しは不要
- 出面表，受領書，辞退届は原本を提示

11－4．その他

## 検査状況写真は，6枚以内が目安！

## ＜Memo＞



- 1 ペーパー（裏表）が目安
- 書類検査状沉は 1 枚で可
- 表紙も不要


## 11－5．その他

> 再生資源利用実施書 / 利用促進実施書は, 提出不要!コブリスの工事登録証明書の提出!



## ＜Memo＞

－監督員は，実施書の内容をコブリスシステ ムにて確認
－利用計画書，利用促進計画書は，施工計画書に添付して提出

## 11－6．その他

元請一下請間の検査，引受書は，原本を提示！


## ＜Memo＞

－受発注者間で行うように，元請下請間でも行うもの

## 11－7．その他

「工事特性」に関する実施状況の資料は提出不要！

剧棌样式1－1
工事特性•創意工夫•社会性等に関する実施状況（土木•設備工事）


## 11－8．安全管理資料

## 過積載防止，地下埋設物•架空線等事故防止の取り組み資料は，様式のみ提出！


＜Memo＞
－様式を使い，取り組み内容が分かるように 1 ペーパーで提出

電子納品運用ガイドライン（写真管理）
1．写真データの取扱い
写真は，「写真管理基準」に定める撮影頻度に基づき，デジタルカメラ等で撮影した工事写真を JPEGファイル等で格納すること。
（1）有効画素数とファイル名について
－デジタルカメラの有効画素数は，黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100万画素数程度。参考S X G A（1280×10
24 ）で約 130 万画素）として設定すること。（高画素の写真が必要な場合は，監督員と協議すること）
－基本のファイル名称は下記のとおりとする。ただし，写真管理ソフトを用いて整理•集約する場合等は特にファイル名を変更する必要はない。


注1 フォルダ内に写真が 1 ファイルのみの場合は省略できるものとする。
（2）写真の日付について
写真データの日付管理については，必須条件ではないが，常時デジタルカメラの日付設定を行い，データに記録しておくことが望ましい。）電池交換時に日付がクリアになる場合があるので注意すること。）
（3）写真の編集について
写真ファイルの編集については，原則認めないが，回転，パノラマ，つなぎ写真，補足説明のため文字等の追加等は行ってもよい。
（4）データの整理方法について
データの整理は，i）写真管理ソフト等を使う場合，ii）写真管理ソフトを使わない場合の 2 つの方法があるので，どちらかを選択すること。 いずれにしても，必要な写真を速やかに見ることができる（取り出せる）ように，必ず整理して管理しておくこと。
i）写真管理ソフトを使う場合
写真管理ソフトのデータをビューアとともに，そのまま格納すること。


図2－2 写真管理ソフト等を使った場合のフォルダ構成例
ii）写真管理ソフトを使わない場合
従来の紙媒体である工事写真帳に近いイメージの写真帳データを PDF やドキュワークス形式で作成すること。（オリジナルデータから直接 PDF やドキュワークスファイルを作成すること。）


## メモ


＊受注者が社内で必要とする工事書類の作成を妨げるものではありません。また，法令等に規定された工事書類の作成は，適正に行って下さい。

